

橘 諸 兄 論 (三)

井 上 豊

一

諸兄の周囲の人物として元正天皇がある。天皇は女帝で、天武天皇の皇太子草壁皇子（日並皇子）の皇女、文武天皇の姉に当る。母は元明天皇で、元明天皇は天智天皇の皇女持統天皇の妹に当り、草壁皇子の妃となつて文武・元正両天皇を生んだ。草壁皇子は皇太子のまま持統天皇の三年になくなつたので、子の文武天皇が持統天皇のあとをついで即位し、ついで文武天皇の母の元明天皇、文武天皇の姉で元明天皇の子である元正天皇、というようにつゞいたわけで、この間の関係は大分錯綜している。

文武天皇の大宝元年大宝律令が成り、元明天皇時代には「古事記」や「風土記」が撰ばれ、紀清人等が国史の撰にも当つている。これらのあとをうけ、元正天皇の養老二年藤原不比等等養老律令を修し、同四年舎人親王が「日本書紀」の撰修を終つた。天皇の御在位中美濃国に再度行幸があり、和泉離宮や吉野離宮にも行幸されている。吉野離宮行幸は御在位の最後の年で、笠金村等が従駕して歌を作つている。天皇の御在

位は九年ばかりで、養老五年までは母元明上皇在世中であり、政治も多くは母君の御意に従つたらしく、前代からの引つぎといつた観がある。藤原不比等が養老四年になくなり、舎人親王が知太政官事に任ぜられている。この頃隻人や蝦夷が叛き、持節將軍を派遣したりして多事であつた。（この時大伴旅人が征隼人持節大將軍となり九州に下つている。歌人としては山部赤人・大伴旅人・山上憶良・笠金村等の時代であるが、作歌は聖武天皇の神龜天平年間になつてから盛になつている。聖武天皇の即位と歌壇の隆盛とは不可分離の關係をもつていふようである。前記のように元正天皇の御歌は「万葉集」に数首伝わつているが、御在位中のは一首も見えず、御讓位後のものばかりである。たゞ卷二十に「幸行山村之時歌二首」としてのせたのは、あるいは御在位中の作かとも思われるが、明らかでない。これは左註によると天平勝宝五年山田史土麿が家持に語つたという歌で、「先太上天皇、詔三陪從王臣曰、夫諸王卿等、宜賦三和歌、而奏上即口号曰」と詞書があり、

あしひきの山ゆきしかば山びとのわれに得しめし山づとぞこれ（四二九三）

という御製にこたえて、舎人親王が、

あしひきの山に行きけむやまびとのころもしらず山びとやたれ（四二九四）

と詠んでいる。ちよつと謎めいたところのある歌であるが、みずからの作は少いにしても、歌会を催したりすることを好まれたことは、諸兄関係の資料によつても明らかである。「先太上天皇」と詞書にあるのは、孝謙天皇の御代に書きとめたからで、必ずしも御讓位後を意味しない。「山びと」を仙洞の意と結びつける説もあるが、退位後の歌と見ての一つの解釈にすぎない。山田史土麿は養老五年の詔にみえる「文章従五位上山田史御（二三）方」あたりと関係があり、御製を聞伝えたというような事情をも考えることができる。

続日本紀養老五年正月の条に、「詔従五位上佐為王、従五位下伊部王、正五位上紀朝臣男人、日下部宿禰老、従五位上山田史三方、従五位下山上臣憶良、朝米直賀須夜、紀朝臣清人、正六位上越智広江、船連大魚、山口忌寸田主、正六位上楽浪河内、従六位下大宅朝臣兼麻呂、正七位上土師宿禰百村、従七位下塩家連吉麻呂、刀利宣令等、退朝之後令侍東宮」とあるが、諸兄の弟の佐為王や、憶良などの名が見える。東宮は後の聖武天皇で、文武天皇の皇子、元正天皇の甥に当り、母は不比等の女宮子である。宮子は天皇の后となつた光明子の

姉に当り、諸兄の妻多比能は宮子や光明子の妹であるから、諸兄と元正天皇との間も複雑な関係でつながつていたことがわかる。巻六に、天平八年十一月葛城王等に橘氏を賜わつた時の御製の歌として、

橘は実さへ花さへその葉さへ枝に霜降れどいや常葉の樹（一〇〇九）

という歌がのつている。御製とすると、聖武天皇の作ということになるが、左註には、「右冬十一月九日、従三位葛城王、従四位上佐為王等、皇族の高名を辞して、外家の橘姓を賜ふこと己に訖りぬ。時に太上天皇皇后共に皇后宮にあり。以て肆宴を為し、即ち橘を賀く歌を作り給ひ、并に御酒を宿禰等に賜ひき。或は云ふ、この歌一首は太上天皇の御歌なり。但天皇皇后の御歌各一首ありといへり。その歌遺落して未だ探り求むること得ず。今案内を検するに、八年十一月九日、葛城王等、橘宿禰の姓を願ひて表を上る。十七日を以て、表の乞に依りて、橘宿禰を賜ふ」（原漢文）、とあつて、元正天皇の御歌とも見られるのである。歌風や左註の書きぶりからみると、上皇の作らしくおもわれる。橘家の賜姓は周圀からこぞつて祝福と感謝をうけているようである。このとき諸兄の長子奈良麿のよんだ。

奥山の真木の葉しぬぎふる雪のふりはますとも地に
おちめやも（一〇一〇）

という歌が次にのせてある。同じく巻六に、天平五年節度使

に酒を賜うた時の長歌があるが、詞書に聖武天皇の御製とし、左註に、「或云太上天皇御製也」と見えるが、これは歌風や内容から考えて、天皇の御製と見る方がよさそうである。けれども他の作と歌風の異なるところもあり、あるいは太上天皇(元正)の代作といつたような事情がなかつたともいえない。

二

「万葉集」の成立が天平時代を中心とすると考える時は、当然聖武天皇が問題となる。聖武天皇は、前記のように文武天皇の皇子で、母は藤原不比等の女宮子。和銅七年六月十四才で立太子、神龜元年(七二九)二月受禪即位、天平勝宝元年七月讓位、同八年五月五十六才で崩じた。歌は「万葉集」の卷四・六・八・十九等に見えるが、数はあまり多くない。即位以前の作らしいのもあり、「続日本紀」に養老五年(七二二)一)山上憶良等をして退朝の後東宮に侍せしむ、といつた記事があるから、和歌について特別な素養を積んで居られた事と思われるが、即位後は特に熱心であつたとは思われない。ことに卷六の九七三・四番の作については、左註に「右御歌或云太上天皇御製也」とあり、一〇〇九番の歌の左註にも、「或云此歌一首太上天皇御歌」とあつて、伝も確でないのである。「太上天皇」は元正天皇をさす。歌風は古調の勝つたものであるが、文武天皇などとの関係から古歌に親しまれたためであろうか。内容から見ると、前記作者について異

伝のある歌を除いては、大部分が相聞歌である。卷八の一五三九・一五四〇の歌は、叙景歌であるが、作者についても問題があり、作風から考えても特殊な趣がある。相聞歌が多く、卷四・六・八など、主として類似の性質をもつた巻に御作のせられている点、注意すべきである。卷八に、

あをによし奈良の山なる黒木もちつくれる室はませどあかぬかも(一六三八)

という作があるが、冬雑歌とあり、左註によると、長屋王の佐保の邸で宴を催した時の御製である。また卷十九に、「天平勝宝四年)十一月八日在左大臣橋朝臣宅肆宴歌四首」として、太上(聖武)天皇、左大臣橋卿(諸兄)、右大弁藤原八束、少納言大伴宿禰家持四人の作一首ずつがのせてあるが、天皇のは

よそのみに見てはありしを今日見れば年にも忘れずおもほえむかも(四二六九)

諸兄のは、

むぐらはふいやしきやどもおほきみのまさむと知らば玉しかましを(四二七〇)

家持のは、「未奏」とある、

あめつちに足らはしりてわが大きみしきませばかもたぬしき小里(四二七二)

とあり、聖武天皇、諸兄、家持の関係を考える上に有力な資料となる。とくに「万葉集」の編纂事情といつた点から見の

しがついが、一体に聖武天皇は和歌に特に熱意を示してはおられず、むしろ元正天皇の方が積極的になつてゐる。元正天皇は位を退かれてからとくに作が多く見えるから「万葉集」が勅撰的な性質をもつとしても、元正上皇あたりがとくに深い関係をもつのではなからうか。「古今集」と宇多院「新古今集」と後鳥羽院の関係のように、勅撰といつても当代の天皇が中心とは限らず、なかば私的な閑事業といつた性質をもつと考えられる。「万葉集」に女流の歌がわりあいに多いのも、女性の社会的地位の高さとか和歌にたいする熱意などのみからきたのではなく、「万葉集」の成立と後宮との特殊な関係からきた点もありそうである。

光明皇后と和歌との関係も考えてみる必要があるが、皇后の歌は集に藤原皇后・藤原后・藤原太后などの名で見えている。皇后は諸兄の生母県犬養三千代が藤原不比等に嫁して生んだ子で、聖武天皇が立太子と同時に妃となり、天平元年（七二九）皇后、天平宝字二年（七五八）に六十才で世を去つた。翌宝字三年正月で「万葉集」の歌は終つてゐるから、「万葉集」の最盛期に生涯を送られたことになるが、歌は「万葉集」には三首しか見えない。巻八に、天皇に奉れる御歌として、

わがせこと二人見ませばいくばくかこのふる雪のうれし
からまし（二六五八）

という相聞歌が一首見えるほか、巻十九に二首の歌がある。

巻十九の一つは、吉野に行幸があつた時よんだのを河辺の東人が伝誦したもの、他は天平勝宝二年藤原清河が入唐大使となつて赴く時に賜わつた歌である。真情の歌で、かつ練達の趣があるが、歌数が少く、作歌にとくに熱意をもつたようには思われない。

「万葉集」の歌は天平時代になると急に数が多くなるが、天皇、皇后ともに比較的の歌数が少いうえに、所伝に疑問の見えるのもまじつたりしている点からみて、「万葉集」の編纂が天平前後に宮廷を中心に進められていたとしても、朝廷と直接の関係においてではなかつたと考えられる。前代からの継続事業として、元正上皇、橘諸兄などを中心に事が行われていたのかもしれない。

三

以上の考察によつて、諸兄が「万葉集」の成立と深い関係をもつてゐることは明らかである。殊に前掲「栄華物語」の記事を照合すれば、諸兄が「万葉集」編纂の最終段階における中心人物と考えてよいであらう。

たゞし「栄華物語」の記事については問題がある。「栄華物語」の古本にはこの記事が見えない由であり、顯昭も「古今集序註」で、「万葉五卷抄」（袖中抄所引）の記事を誤解したものだと言っている。また鹿持雅澄は「万葉集古義」において、「栄華物語」の記事は、「万葉」巻十七の詞書に、「天平十八年正月白雪多零積」地数寸也、於時左大臣橘卿率大納

言藤原豊成朝臣及諸王臣等、参入太上天皇御在所^{中宮西院}奉掃雪、於是降詔、大臣参議并諸王者、令侍三千大殿上諸卿大夫者令侍三千南細殿、而則賜酒肆宴、勅曰汝諸王卿聊賦此雪、各奏其詞とある記事を誤つたものとしているが、双方を比較してみるに、可能性がないでもない。けれども仙覚は、「栄華物語」の右の記事は「万葉集」の奥書に見えるといふ、「元曆校本万葉集」にも「裏書曰」としてあげているもので、古くから伝えになつていたのであるから、全く誤解としてかたづけられるのも早計にすぎない。

この点については藤原俊成の「古来風体抄」に、「ならのみやと聖武天皇の御時になむ、橋諸兄の大臣と申人、勅をうけ給はりて、万葉集を撰はれける」とし、別に次のような記事がある。

この集を聖武天皇の御時撰せらるゝ事は、うたがひなく侍うへにまことにさぞありけんとみえて侍也、聖武天皇位に廿五年おはしましけるほど、ならびに御位おりさせ給て、太上天皇としてしづかにおはしまして、天平勝宝八年五月に太上天皇かくれおはしましにけり、又橋左大臣諸兄のおとゞはそののしの正月に致仕して、前左大臣として侍りけるは、そののしの八月に改元ありて、天平宝字元年と申ける又の正月にたちばなのさきの左大臣八年七十四にて薨じ侍にけり、さればそのさき万葉集はさだめて

撰進し侍にけん、それに大伴宿禰家持と申歌人は、この御時はじめは宮内少輔又越中守より少納言になりて侍めり、景雲元年に左京大夫になり、宝龜十一年にぞ参議になり、延暦まで中納言になりて侍めり、この家持卿の越中国にあり、少納言になりてのぼりけるときのうた、国の人の歌などまでおほくいりて侍也、又家持卿の父大伴大納言旅人の歌などもいりて侍めり、さればこの人の歌の集などをこそは、撰者にをくりて侍りけめ、さてかの卿の歌もおほくいりにけるにこそはとみえて侍れど、すこしは猶撰者もおぼつかなくは侍る事なるべし。家持を表向きの撰者と見るについては、当時から疑問がもたれていたであろう。たゞ家持の歌が多くはいつていてので、その点については、家持が地方から歌集を中央へ送つたのが材料とされたためと見ている。

この点について参考になるのは、卷十八の冒頭の歌の詞書に、「天平二十年春三月二十三日在大臣橋家之使者造酒司令史田辺福齋饗于守大伴宿禰家持館」爰作新歌并使誦古詠とある記事である。(天平二十年につき、契沖は二十一年でないといふ理に合わぬとし、「古義」も一を補っている)。ついで、「于時期之明日將遊覽布勢水海、仍述懷各作歌」、「二十五日往布勢水海道中馬上口号二首」、「至水海遊覽之時各述懷作歌」、「椽久米朝臣広繩之館饗田辺史福齋宴歌四首」、等として多くの歌があり、更に「太上天皇御在於難

波宮二之時哥七首清足姫天皇也として七首の歌をのせ、在註に「伝誦之人田辺史福曆是也」とある。太上天皇は元正天皇であるが、七首のうち一首は橋諸兄の作であり、「四〇五八——四〇六〇」の三首については、「右件歌者在於左大臣橋卿之宅肆宴御歌并奏也」とあつて、諸兄の邸で宴を開き、歌をよみあつたことがわかる。右七首の後につづけて「後追二和橋歌二一首」として、

とこよものこの橋のいやてりにわごおほきみはいまも見
るごと

おほきみはときはにまさむたちばなのとのの橋ひたてり
にして

という上皇ならびに橋氏の将来をこほいだ歌をのせている。これらの記事を通して、元正上皇、諸兄、家持等を中心とした特殊な関係が想像される。そしてその特殊な関係には歌が大きな役割をつとめているようである。造酒使は宮内省の属官で、令使は次官の下というが、そうした地位にあつた福曆にたいする異常な款待も、右のような事情を背景としているのであろう。すなわち「橋家之使者」なればこそである。また不自然と思われるほど多くの歌をこの時に作つているのを見ると、また難波の宮での歌を伝え誦んだりしているから考えて、「万葉集」の編纂が進行中で、福曆はそのための使者であつたのかもしれない。福曆の伝は確かでないが、短歌として伝わるのはこの時の作のみである。巻六の終りに

長歌反歌二十一首をのせ、左注に「右二十一首田辺福曆之歌集中出也」巻九にも長歌反歌七首が見え、「右七首田辺幸曆之歌集出」とあるのをみると、歌集ができていて、「万葉集」編纂の資料とされたらしい。たゞし歌集出とある長歌と巻十八の短歌とをくらべると、作風にかなり距離が感じられ、歌集出とある作品がすべて福曆の歌かどうか問題である。

が「柿本朝臣人麻呂之歌集」や「高橋蟲麻呂之歌集」と並べてのせてあるのを見ると、歌人として相当に重きをなしていたのであろう。歌壇的には家持などよりもずっと先輩格だつたであろうし、越中へも歌集編纂といつた用務を帯びてきたと見ると、自然な感じがする。「古来風体抄」に、「この人（家持）の歌の集などをこそは、撰者にをくりて侍りけめ」とあるのも、こうした点に注意しての言葉ではなからうか。社会的地位から見ても、年輩からしても、家持としてはその程度のことしか許されなかつたとおもわれる。

尾山篤二郎氏は、「大伴家持の研究」で橋諸兄と家持との関係をくわしく考察し、家持は若い頃から諸兄の庇護を受けるところ多く、万葉集の編纂に関しても、諸兄が主として任に当り、家持は編纂員の一人として協力したように見ておられる。「万葉集」の全体については、「私は万葉集が聖武天皇の御宇に橋諸兄が撰んだと云ふ古来の説は其儘受取つていゝと思ふ」とし、まず巻一・二あたりが撰集として体裁をなしたので、他に引続き押定さるべき材料と大伴氏和歌集とが雑然

として遣つたものに違ひない」とする。福麿が越中に家持を訪れた件についても特に注意を向け、「福麿が諸兄の使者に立つたのは、万葉集編纂の内勅が諸兄に下つたか、或は又諸兄が個人の考へからさういふ詞華集の編纂を思ひ立つたか不明だが」、それ以前にできあがつていたと思われる巻一・二の後を追つて完成せしめようとしたもので、家持はこれを機會に帰京しようとしたが果さず、六箇年の国守の任期が満ちて、天平勝宝三年に帰京し、編纂員の一人に加わつた。そのうち諸兄が世をさり、聖武天皇の登遐や政変のため、完成を見ずに打捨てられた、とする。諸兄と家持の特殊な結びつきを重視し、福麿の家持を訪れた記事に注意を向けたのは面白いが、「万葉集」は諸兄、聖武天皇の御代に勅命で撰んだという伝えについては、さきにも述べたように根本資料に疑問が残されている。また巻一・二は天平よりもつと古く成立したものとおもわれ、諸兄は天平になつてから歌壇と深い交渉をもつようになつてゐるし、社会的に力をもちだしたのも主として天平時代のことであるから、諸兄が編纂にたずさわつたのは、以前の仕事の継続事業としてと見る方がよさそうである。これらの問題については、なお種々な点から総合的に考える必要があるが、さしあたり巻六に元正上皇・聖武天皇をはじめ橘諸兄や大伴家持関係の歌がとくに多いことに注意したい。

以上(一)(二)(三)を通じて橘諸兄の経歴、歌壇との交渉、周囲等を考察し、諸兄が万葉集の編纂者として可能性が多いことを論証し得たと思う。少くとも諸兄勅撰説が一片の旧説として葬りがたいことは確実である。明治以後の万葉集研究は家持私撰説を前提としたものが多いようであるが、大前提を破棄した上で、考え直す必要があると思うのである。(完)

註

「神中抄」第五「あさもよひ」の条に、「顯昭考万葉五卷抄序云、譜案此集、古語雖實比與幽微、字々感人句々

変^レ昧^ク、今推^テ作者之本意^ヲ、令^テ知者^ノ知^ラ不^レ知者^ノ不知^ラ之^ヲ、爰師説不^レ伝^フ、訓天無^レ書、案牘之間甚難^ク得^レ心^ヲ、天平勝宝五年春二月、於^ニ左大臣橘卿之東家^ニ、宴^シ飲^シ諸卿大夫等^ヲ、干時主人問云、古哥云、

あさもよひ如何あかもへるきミ

其情奈何者式部石川卿説云々、」

とあるのをさしたのである。しかし、この文章は雅澄の引いた「万葉集」巻十七の記事の誤伝かと思われるふしがあり、「万葉五卷抄」の序そのものをどこまで信じてよいか問題である。